取締役・監査役選任決議書

会社法第４０条第１項の規定により、次の者を取締役・監査役に選任する。

取締役

監査役

上記事項を証明するため、発起人がこれに記名押印します。

平成　　年　　月　　日

株式会社

発起人　　　　　　　　　印